

令和8年度一般社団法人全国農業会議所 事業計画

I. 情勢と課題

1. 新たな食料・農業・農村基本計画の実行と構造転換の推進

(1) グローバルな協調から、分断と対立の時代への岐路に立つ世界情勢

21世紀のはじめの4分の1が経過した本年、世界は大きな岐路を迎えている。先の大戦以降、自由と民主主義そして法の支配を理念とする国際秩序を構築し、人と財の移動を活発にすることで繁栄を多くの人々が享受してきた。しかし1990年代の冷戦終結後のグローバリズムの伸張は格差と分断を押し広げ、その後のコロナ禍、ロシアのウクライナ侵攻、トランプ大統領の再就任以降世界の混迷は深まっている。

特に、昨年1月にトランプ大統領が再就任以降、それまでの国際協調とリベラルな政策運営が大きく変化している。関税重視の政策転換に加え、気候変動対策、移民政策、多様性の分野の政策転換は急激であり不可逆的なものなのか予断を許さない。構造転換の過渡期にある日本の農政推進上これらの分野に独自の目標を掲げて来たことに対し今後大きな影響を与えることが想定される。

この動向は、農業委員会組織が農地利用の最適化の推進と密接不可分に取り組んでいる「男女共同参画（女性農業委員の登用等）」、「外国人材の確保・育成（育成就労制度への移行等）」、「再生可能エネルギー（営農型太陽光発電施設の厳格な運用）」にも少なくない影響が想定され、緊張感を持った対応が必要である。

(2) 食料安全保障の基盤を揺るがす農業者と農地の減少等

世界的な食料生産の不安定化や人口増加に伴う食料需要の拡大、輸入競争の激化等を背景として、食料・農業・農村基本法が一昨年、四半世紀ぶりに改正された。さらに同法を具現化する新たな食料・農業・農村基本計画が昨年4月に閣議決定されたが、同計画の検討過程において農水省は、令和12年に国内の農業経営体は半減し（令和2年比）、全農地の35%に当たる92万haの農地が耕作されなくなるとの試算を明らかにした。昨年公表された2025年農林業センサス（概数値）においても、5年前の調査時から個人経営の基幹的農業従事者は過去最大の25%も減少しており、試算が現実のものとなりつつある。

一方、令和7年3月末を期限として取り組みが進められてきた将来の農地利用の設計図である「地域計画」でも、全体の約3割の農地が10年後の受け手を特定できない（以下、『白い地図』という）（一定年齢以上等を加

えると6割)という担い手等不足の状況が明らかとなり、早急な手立てが必要になっている。

農業者の減少と高齢化の進行が要因のひとつなのは言うまでもないが、円安の影響もあって飼料、肥料、生産資材価格の高止まり等による経営状況の悪化等が離農の急増に拍車をかけており、国の経済対策が必要な状況が当面続くと見込まれる。

(3) 構造転換のための米をはじめとする基本政策の確立

この危機的状況を打破するため政府は、令和7年度からの5年間で「農業構造転換集中対策期間」と位置付け、水田政策や日本型直接支払制度などの基本政策の抜本的見直しの議論を本格化させている。農水省でも鈴木農水相を本部長とする「日本の農林水産行政の戦略本部」を設置し、植物工場の推進などフードテックや生産性向上等の「攻め」と中山間地域振興等の「守り」の6分野を掲げ検討が始まっている。

令和の米騒動で注目が集まる水田活用直接支払交付金については、令和9年度から新たな仕組みに組み替えられるが、その骨格が今年6月にも明らかになる見通しとなっている。

(4) 農地関連法の改正等に向けた対応

令和4年の改正農業経営基盤強化促進法の5年後見直し(令和9年)に向けた検討が本格化する。本会においても、地域計画の実行(実現・ブラッシュアップ)を着実なものにするための農地制度や農業委員会組織の在り方の改善方向について、農業委員会法の改正も視野に組織内外の検証・検討の取り組みを積み上げていく必要がある。

特に、農業・農村人口の急激な減少と就農者の高齢化の進行による「担い手不在農地」が拡大する中で、持続的な農地利用を可能とする農地の所有と利用に関する新たな農地制度の在り方についての検討を急ぐ必要がある。

また、基盤法の改正で令和7年度に創設された「農業経営発展計画の認定制度」により、認定農業者としての一定の実績のある農地所有適格法人が食品事業者や地銀ファンド等との出資による連携を通じて農業経営の発展に取り組む場合、農林水産大臣の計画認定による議決権要件の緩和が図られることとなっている。担い手不在農地の解消等の地域計画の実現の観点から、「農業経営発展計画の認定制度」の活用について、市町村、農業委員会等と農地所有適格法人との連携、食品事業者及び地銀ファンド等への周知等の取り組みを推進する必要がある。このことと併せ、政府が近々取りまとめる予定の外国人による土地取得ルールの見直しの動きも注視していく必要がある。

(5) 農村の活性化に向けた対応

農村地域の活性化は食料安全保障を確保する観点からも農林水産業の振興が重要であり、スマート農業等の先端技術の開発・普及や農業支援サービスの育成・拡大を急ぐ必要がある。また、条件不利地域における多様な農業の担い手確保のため、農村RMO（農村型地域運営組織）の振興、中山間地域等直接支払や多面的機能支払等の日本型直接支払制度の拡充が求められる。

(6) 農業の構造転換を主導する課題解決型組織への変革の必要性

本会は令和6年度の創設70周年を機に新たな変革の局面を迎えている。食料安全保障の強化と農業の構造転換が日本農業の最重要課題であり、こうした情勢下の課題解決は農業委員会組織が取り組む農地利用の最適化無くしてありえない。本会は今後、従来の農政推進運動・農地・担い手対策、農業委員会組織の連絡調整・支援活動に加え、市町村の行政委員会である農業委員会を主軸として都道府県農業会議、会員組織等との一層の連携のもと、未来の地域農業をデザインし牽引する「課題解決型組織」への変革が必要な段階にきている。

2. 地域計画の実行を核とした農地利用最適化業務等の推進

これらの情勢を踏まえた農業委員会組織としての取り組みの課題は以下の通り。

(1) 農地・組織対策の推進

①地域計画の実行（実現とブラッシュアップ）への支援と役割の明確化

令和7年3月末を期限として取り組みが進められてきた地域計画は全国約1千6百の市町村で約1万9千の計画が策定された。農業委員会は、協議の場への参画が明確化されるとともに目標地図の素案の提出の役割を担ってきており、令和7年度からは同計画の実行（実現とブラッシュアップ）のステージへと場を移している。実現とブラッシュアップに当たっての農業委員会の役割については、令和7年9月末に農水省経営局長と農地政策課長からそれぞれ通知が発出された。基盤法で既に明記されている事項について徹底した取り組みが求められている。具体的にはブラッシュアップに当たっては、①協議の場への参画、②意向把握、③目標地図の素案作成――に当たる。実現に当たっては、目標地図で明らかにされた農業を担う者に利用権設定を働きかけるとともに、変更への意見表明を行うなど、従前の役割が改めて明確化された。

地域計画の実現とブラッシュアップという課題に農業委員会組織が的確に対応していくため、地方自治体との役割分担や連携強化の在り方を

含めた新たな役割についての検討を深めていく必要がある。本会内に農業委員会組織関係者等による「農業委員会制度問題検討委員会」を立ち上げ、協議を深めるとともに、取りまとめた内容の実現を目指す。

併せて、農業委員会組織3か年（令和7～9年度）運動「地域計画の実現により、持続可能な農業・農村を創る全国運動」（令和7年2月制定、同年11月改訂）の推進により、全国の農業委員会における地域計画の実現の取り組みを展開する。

②「事業間連携」で『白い地図』を埋める取組

現下の農政の最重要課題である「構造転換集中5か年」に対応する本会の取組として『白い地図』を埋めることをミッションに掲げる。市町村・農業委員会における地域計画の実行（実現とブラッシュアップ）の取り組みと農地利用の最適化の最終形態として、『白い地図』を農業を担う者により埋めることを徹底的に追求する。そのため地域の内外から経営体等の農業を担う者のマッチングを「事業間連携」により支援することに努める。

なお、「事業間連携」とは、農地・組織対策で農業委員会を通じて地域計画に容易にアクセスできる組織基盤と、経営、人材及び新規就農対策で支援対象としてきた認定農業者や新規就農者等の経営体と培ってきたネットワークと連動させて、農業現場での農地と人（経営体）とのマッチングを図ることを基本とするものである。この農地と人（経営体）とのマッチングの取り組みをフル稼働させるため、全国農業新聞・全国農業図書の情報提供活動、全国農業会議所ホームページによる情報発信など、本会が実施する全事業に横串を刺す形で新たな事業の展開を目指す。

③農業委員会の改選対応と体制強化への取組

地域計画の実行の前提として農業委員会の構成・事務局体制の強化が必須である。また令和7年4月から施行された改正農地法等において農地取得時の審査要件（農業労働力の配置状況、法令遵守状況等）を厳格化すると同時に、取得後耕作しない者を排除する仕組みが強化されたことなどにより農業委員会の業務フローが大きく変化している。このため新たな役割検討と並行して既存業務・役割についての見直し検討を行い、関係機関等との連携のもと、その実現を目指す。

なお、本年度は3年に一度のいわゆる統一改選年に当たり全国約7割強の農業委員会が改選を迎える。そのため、従来以上に新任委員研修等においてこれまでの農地利用最適化、地域計画の実行（実現とブラッシュアップ）等の取り組みが切れ目なく引き継がれるよう研修資料等の整備に注力するとともに、必要に応じ当該農業委員会への支援に当たる。

④農業委員と農地利用最適化推進委員の併存配置解消に向けた本格的検討

農業委員と農地利用最適化推進委員の併存配置については令和3年以降、問題提起を行ってきたが、農業委員会制度問題検討委員会等組織内検討、農水省のヒアリング等の検証作業を踏まえ、今年度は解決に向けた議論を本格化させ結論を得る。法律改正が必要となった場合には各方面への働きかけなど準備を進める。

⑤所有者不明農地、不在村地主等への対応（令和9年農地関連法の見直しを見据えて）

基本計画が主導する地域計画を踏まえた農地の集積・集約を進めるうえで、①不在村地主所有農地、②相続放棄農地、③土地持ち非農家所有農地、④所有者不明農地、⑤共有者多数農地、⑥農地所有者に意思能力欠落等の農地の存在が大きな障害となっており、これらに対応するべく農地制度の改正も視野に着実な対応が必要となってきた。

全国的な所有者不明土地等の発生予防と利用の円滑化の課題に対応するため、令和5年に相続土地国庫帰属制度が創設された。令和6年からは相続登記の申請義務化がスタートしており、農地に限らず所有者不明土地への対応は国家的な課題となっている。農業委員会組織としては、地域外の農地所有者（いわゆる不在村地主）の動向が地域計画の達成はもとより今後の農地の適正かつ有効利用に多大な影響を与えることが必至であり、それらへの適切な対応方法を検討し取り組みを強化していく必要がある。

⑥農地バンク法による農地の権利移動への対応

令和7年度から農地の権利移動が原則として農地中間管理機構経由に一本化されたが、手続きは煩雑化し権利設定まで長期間を要するなど現場は困惑している。まずは利用権の更新手続きに関して、従来の農用地利用集積計画と同等の手続きと期間で行われるよう関係方面に求めていく。併せて農業委員会の要請に基づく農用地利用集積等促進計画の作成を推進し、現場で混乱が起きないように支援していく。そのため従来以上に、市町村、農地中間管理機構、農協、土地改良区等との連携を強化していく。

⑦「農業委員会サポートシステム」の最新化

農業委員会サポートシステムは、インターネット利用による農地台帳及び農地地図の情報を公表する事務等を実現するためのシステムであり、その最新化は地域計画の実行と農地利用の最適化の取り組みに不可欠である。また、令和3年度の会計検査院実地検査においてそのデータ

更新及び利用状況の低さが指摘されている。そこで、農業委員会事務局体制等の課題を踏まえつつ、国や都道府県と協働・役割分担しながら重要項目の100%最新化に向けた取り組みを進める。

(2) 経営・人材対策の推進

①地域計画と関連した新規参入、経営体の広域化対応

新たな食料・農業・農村基本計画において市町村域を超えた広域的な農地と人（経営体）のマッチングを図る必要がある。加えて、農業委員会ネットワーク機構が連携して推進することが明記されており、そのプラットフォーム構築が急務となっている。とりわけ地域計画により農業者不足が明確になっている地域に対しては、これまで本会と都道府県農業会議が連携して支援してきた各種経営者組織のネットワークを活用して広域的なマッチングを図り、加えて農業委員会ネットワーク機構としてこれまで取り組んできた新規就農対策が農業者不足の解消に直結するよう取り組みを進める。

②就農・雇用対策

農業労働力確保の観点から、農業経営の雇用環境の整備を急ぎ職業として農業が選ばれるよう農業経営・人材対策を確立する必要がある。その際、被用者保険の非適用業種の解消、労働保険の暫定任意適用の取扱いに当たっては、各種保険への加入が経営者側の負担増になることも含め十分配慮する必要がある。なお、労災保険は暫定任意適用が廃止される見通しであり、労災保険は経営のリスク軽減に効果が大きいことから加入を推進する。加えて農業における労働基準法の取扱いについても、慎重に議論を進める必要がある。

一方、農業人材に占める外国人の位置付けがより高まる中で、現行の技能実習制度に代わる「育成就労制度」が令和9年度からスタートする。本会としては平成11年以降、技能実習制度の試験実施機関として寄与してきた立場から、引き続き適正な試験実施に努めていくとともに、育成就労制度の内容に沿った試験実施体制等の構築に取り組むこととする。

③「農業経営・就農支援センター」への関与と多様な農業人材確保対策

都道府県に設置された「農業経営・就農支援センター」に対し、農業委員会組織として従来取り組んできた農業簿記記帳、青色申告の啓発・普及、農業経営の法人化等に関する相談対応及び経営継承対策を踏まえて適切に関与していく。

また、地域計画で明らかとなった担い手不足に対応するため、規模拡大する経営体の育成と広域化への対応と併せ、地域社会の維持・振興に資する多様な農業人材を確保していくこととする。

(3) 農政・調査対策の推進

農政・調査活動については、新たな基本計画と農業構造転換の実現に向けた農政が展開されることを踏まえ、より広範な多くの消費者・国民各層に働きかける視点に留意する必要がある。

特に合理的な価格形成に向けた新法「食料システム法」の施行初年度であり、米備蓄や水田活用直接支払交付金の見直し等の米政策についても、国の財政支援の規模からみても消費者の理解が不可欠であり、農業委員会組織においても消費構造・行動の変化に対応した働きかけが求められる。とりわけ遊休農地を再生する取り組みについては、再生された農地で収穫された農産物を給食に活用するなど、学校教育・地域住民との共同の取り組みが蓄積されてきている。この遊休農地解消と食育を結びつけた取り組みは女性農業委員等を中心に全国的に広がりを見せており、その取り組みの支援と優良事例の横展開に注力していくこととする。

(4) 業務・財政の構造転換への取組

本会の組織運営に当たり、農地対策と経営対策のための国庫補助事業を実施するための体制整備に係る補助対象とならない経費を負担してきた情報事業の収益が右肩下がりとなる中で、このような財政構造が臨界点に近づいている。このため、地域計画の実行に取り組む過程で課題解決型の実効性を確保するため、農業参入コンサルティングや農地と人に関わるデータ提供サービス等の構築等、新たな事業を開発し、地方自治体や農業経営体等の評価を獲得し、利用料等を得ることにより財政基盤の確立を検討する時期にきている。

また、新聞・出版事業については農業委員・農地利用最適化推進委員による全国農業新聞の皆購読、緊密な関係にある認定農業者等の担い手と組織会員などへの普及においても未だ有効な手立てを講じられず成果を出せていないことを重く受け止め、その発現を確保する取り組みを引き続き強化する。一方、部数減や農業者の情報提供の実態を踏まえたデジタル媒体への転換や定期購読・定額購読などのサブスクリプションモデルの検討を行う段階にきている。

上記2「(1) 農地・組織対策の推進」「(2) 経営・人材対策の推進」「(3) 農政・調査対策の推進」で目指す組織活動に繋げるためにも、農業委員会のネットワークを活かした情報収集や優良事例を横展開する情報発信など、より充実した情報提供活動に取り組んでいく。

このように新聞・出版事業の収益力が低下し、両事業が農業会議の活動を支えるとともに本会の自主財源として財政を支えてきた力が脆弱化して

いる。その一方で補助事業実施主体として国からの期待が高まる中で、収支にアンバランスが生じてきており、これを是正するため抜本的な対策が求められている。

II. 事業推進の重点

以上の情勢と課題を踏まえ、会員組織との一層の連携の下、令和7年度から新たに取り組んでいる農業委員会組織の3カ年運動「地域計画の実現により、持続可能な農業・農村を創る全国運動」を活動の軸に据えて、以下の6点を重点事項に、農地利用の最適化と人材の育成・確保を柱とする組織一丸となった取り組みの展開を図る。

1. 地域計画の実行と農地利用の最適化の促進（農地対策）
2. 農業経営の支援対策と人材の育成・確保対策の推進（経営・人材対策）
3. 生産現場に寄り添った政策提案活動の推進（農政・調査対策）
4. 組織・活動体制の整備・強化（組織対策）
5. 農業・農村に関する情報提供活動の推進（情報提供活動対策）
6. 会員組織との連携の強化と新規事業等の検討（会員等対策）

1. 地域計画の実行と農地利用の最適化の促進（農地対策）

(1) 地域計画の実行（実現とブラッシュアップ）への支援

①計画策定主体である市町村への協力・支援

地域農業の将来設計図となる地域計画ができ、目指す農地利用の姿も「目標地図」として明確になった地域については、国並びに都道府県、市町村と連携の下、地域計画で描いた将来像の実現に向けた農業委員会組織としての取り組みを強化する。

具体的には、地域計画に位置付けられた「農業を担う者」に農地が円滑に権利設定されるよう地権者への働きかけや利用調整を進めるとともに、農地中間管理事業法の農用地利用集積等促進計画の活用に向け、同計画の原案作成や要請の取り組みを支援する。その前提として、地域計画の実行のための推進体制を整備するため関係機関による協議体を組織し、具体的な行程表を策定し取り組むことを各方面に働きかけることに注力する。そのため本年度、農地利用最適化推進事業（旧農地利用最適化交付金）の中で新設された事業（アドバイザーの設置等）を積極的に活用しながら進めていく。

一方、受け手の特定が進んでいない現況に近い目標地図の地域計画につ

いては、ブラッシュアップの取り組みの支援を行う。特に、受け手不足が課題となる地域においては、地域外の担い手や新規就農者等を受け入れるための条件整備等に取り組む。

実現とブラッシュアップのいずれにおいても、地域での話し合いが取り組みの基本となるため、農業委員会が引き続き当事者の一員として話し合いに参加して、地域の実情に応じて市町村や関係機関と適切に役割分担しながら取り組むこととする。

②コーディネーター機能への期待と伴走支援

農業委員会組織に対しての農水省通知にも記載されているように従来以上に地域の話し合いや農地利用調整に際してのコーディネーターとしての役割の期待が高まっている。

農業委員会等現場のニーズに応じてコーディネーター養成研修や関連資料の整備に取り組む。また都道府県農業会議による市町村農業委員会・地域計画の現場への職員派遣を支援し、意向把握、話し合い活動並びに現況地図の更新から目標地図素案作成まで伴走支援する実証的取り組みと横展開に努める。

③農地の集積・集約に向けた特例の活用

農地の集積・集約に向け、農用地利用集積等促進計画の活用を推進する。そのため農地の利用権の交換や再配分を行う手続き・仕組みを農業委員会が主導してサポートする取り組みを支援する。

農地の集積・集約に当たり農業委員会に措置されている特例的な制度（農業委員会の提案により地域の農地の全部等を農地中間管理機構に利用権設定することを内容とする地域計画の特例【基盤法第22条の3】、農地利用集積等促進計画を定めることの要請【農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項】、土地改良法の交換分合）の活用に向け都道府県農業会議、市町村農業委員会に対し周知徹底と活用に向けた取り組みを強化する。

④「ゾーニング」、「エリア」設定の取組

『白い地図』を埋めるためには、策定段階に対してより多くの意向把握と多様な者の話し合いの参加を目指す。それでも地域内の話し合いだけでは解決できない地区に対して、農地中間管理機構等との連携もとに、地域外からの参入を希望する新規就農者や法人等の農業経営体を誘導するための「ゾーニング」、「エリア」の設定に取り組む。

⑤農地の大区画化等の推進との連結に向けた取組

地域計画の実行（実現とブラッシュアップ）の取り組みに当たっては、農地の大区画化、農業・農村の共同利用施設の再編集約・合理化等の事業着手予定もしくはその気運のある地域を重点的に支援することが効果的である。そのため、それら事業の実施・推進組織である農協系統組織、土地改良区等組織との連携の強化を図る。そのため農業委員会組織として従来以上に土地改良等事業（農地中間管理機構関連農地整備事業、耕作条件改善事業、最適土地利用総合対策等）との連携を強化する。そのため本会がそれら事業概要を都道府県農業会議、市町村農業委員会に情報提供するにとどまらず事業導入に向けた諸課題の解決に向け取り組む。

(2) 農業委員会における意欲的な農地利用最適化活動の目標設定と達成に向けた支援

令和4年2月に発出された農林水産省の通知「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づき、全国の農業委員会が農地利用の最適化活動の意欲的な成果目標と活動目標を掲げ、取り組むことを支援していくことに加え、地域計画の実現・ブラッシュアップの視点が反映されるよう支援していくこととする。

その際、農地の見守りや農家への声かけ等の日常的な活動も含め活動記録簿の記帳を推進する。

併せて、農地利用最適化推進事業（旧農地利用最適化交付金）を最大限活用し、意向把握や地図作成にかかる経費、委員の活動報酬を確保するよう農業委員会事務局の申請支援を徹底する。

(3) 農地の「総量確保」と「適正利用」の推進

令和7年4月から施行された改正農振法、改正農地法、改正基盤法の周知を徹底して、改正の目的である農地の総量確保と適正利用につながる取り組みが行われるように支援する。

農地の総量確保に向けては、優良農地、とりわけ地域計画内の農地の農用地域への編入を市町村に促すとともに、農用地域から除外する場合には荒廃農地の解消等の影響緩和措置について都道府県や市町村と検討がなされるよう促す。

農地の適正利用に向けては、農地の権利取得の許可要件として新たに例示された「配置の状況」と「農業関係法令の遵守状況」の確認を通じて、不適切な権利取得の防止に努める。併せて国籍の確認も怠りなく取り組む。なお、運用に当たって支障が生じる場合には、速やかに状況を確認して、

農水省と協議する。

(4) 所有者不明農地、不在村地主等への対応

令和5年民法改正による共有制度の見直しと相続土地国庫帰属制度の創設、令和6年の相続登記の申請義務化等、所有者不明土地の利活用や未然防止に向けた制度が整備されつつあるが、農地においては相続等による不在村地主の増加が所有者不明農地の増加へと繋がりがねない深刻な問題でもある。このため、こうした制度が機動的に働くよう相続等による権利移動に係る農業委員会への届出（農地法3条の3）の徹底を図るとともに、昨年度から都道府県農業会議に措置された所有者不明農地対策事業の活用促進に向けたマニュアルの整備と司法書士、行政書士等と連携した専門家相談体制の構築に努める。

(5) 「地域計画の実現により、持続可能な農業・農村を創る全国運動」の推進

地域計画の実効ある取り組みを目指して、令和7年11月の都道府県農業会議会長会議で改訂した「地域計画の実現により、持続可能な農業・農村を創る全国運動」を組織を挙げて推進する。

(6) 農業委員会サポートシステムの最新化

農地情報の適正管理と公表に利用する農業委員会サポートシステムは、農地の効率的な利用と人の確保・育成を支える「農地と人」情報の重要なデータベースであり、そのデータの更新・最新化（住民基本台帳等との照合を含む）は地域計画の実行と農地利用の最適化の取り組みに不可欠である。

農地台帳の項目の全てを最新化する必要があるが、農地利用の最適化推進の観点から、とりわけ権利の種類等について優先的に最新化に取り組む。なお、その取り組みに当たっては、国や都道府県と協働・役割分担しながら市町村・農業委員会への働きかけを進める。

目標地区の更新・見直しに当たっては、農家の経営意向情報を踏まえたシミュレーション機能等の活用を支援するほか、同機能を活用した、将来の担い手不足や農地集約のシナリオを視覚的に提示し農地の集積・集約への合意形成を図る手法に取り組む。

なお引き続き、サポートシステムが有効活用されるよう運用及び改修に努めるとともにそのために必要な予算の確保を図っていく。

(7) 農地の利用状況調査と利用意向調査の適正実施に向けた支援等

農地の利用状況調査におけるタブレットやドローン、衛星写真等のICT技術の活用を踏まえて、調査の省力化に向けた運用の改善に取り組むとともに、遊休農地の所有者等に対する利用意向調査の実施についても支援

する。

(8) 営農型太陽光発電を始めとする農地転用許可事務等の適正執行の支援

農地転用許可事務等の適正執行の支援に当たっては、違反転用対策と適正な農地業務の執行を支援する情報提供等を強化する。とりわけ営農型太陽光発電施設については、下部農地において不適切な営農が行われることのないよう農地法施行規則やガイドラインに基づく対応を推進する。

なお今後、基盤整備事業完了地区等については原則設置しないよう制度の運用見直しと営農型太陽光発電施設の設置に当たっては、地域計画の話し合いを経て、農業を担う者に位置付けられた者に限定すること等の制度化に取り組むこととする。

2. 農業経営の支援対策と人材の育成・確保対策の推進（経営・人材対策）

(1) 経営対策の推進

①地域計画と連携した担い手・経営対策事業の推進

経営・人材及び新規就農対策をこれまでの相談、組織支援及び補助金等資金交付にとどまらずそれら事業で支援対象としてきた経営体や人材を地域計画で農地の受け手を措置できなかった計画の地域における農業を担う者、担い手確保の取り組みに直結するマッチングまで視野に入れた取り組みを早急に構築する。

具体的に、都道府県農業会議、本会が昭和30年代の農業法人闘争以来培い、農委法第43条にも規定されている担い手の支援・組織化等のネットワーク機能をフル活用して、農地を担う者を特定できない地域計画の地域へ都道府県農業会議と連携し、本会や都道府県農業会議が支援している農業経営体(法人協会や認定農業者協議会等の農業経営者組織会員、新規就農者、補助事業対応者)等を結びつける「マッチングタスクフォース」を組織し、相談、調整、派遣する事業を創設する。

なお、全国の農業委員約2万3千人のうち過半を認定農業者及び準じる者が占めている（うち認定農業者は11,144人）ことを鑑みると、認定農業者の農業委員が農業委員会業務に取り組むことを通じて地域の担い手の経営発展・経営改善が図られる視点に留意する。

②都道府県農業経営・就農支援センターと連携した事業の推進

農業を担う者の確保・育成のために必要な援助を行う拠点「都道府県農業経営・就農支援センター」の取り組みに連携・協力する都道府県農業会議等の支援を行う。その際、農業簿記記帳・青色申告の啓発・普及や、農業経営の法人化等に関する相談対応、研修会・セミナー等の対応

強化を図るとともに、(一社)全国農業経営コンサルタント協会と連携して農業者の経営力向上に向けた取り組みを推進する。また、第三者移譲を含む経営継承対策へ取り組む。その際、「機構集積支援事業」の活用とその適正執行に留意して取り組む。

③農業者年金の加入推進と家族経営協定の普及等による女性の活躍支援

農業者年金の加入推進及び制度改善の取り組みに当たっては、農業者の老後の安定はもとより、農業者の経営対策、農業・農村の男女共同参画の推進、「家族経営協定」の締結数の増加、認定農業者に占める女性の割合の向上の取り組みと相乗効果を確保する観点からの取り組みを強化する。なかでも地域計画に位置付けられた担い手及び多様な農業者に対する経営支援として、意向把握や地域の話し合いの機会に合わせて農業者年金の周知と加入推進を行う。その際、「農業者年金推進事業受託金」の活用とその適正執行に留意して取り組むものとする。これらの取り組みを起点に農業における女性の活躍支援を強化する。

表1：農業者年金加入実績（人）

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
2,637	2,463	2,198	2,121	2,338

④認定農業者等担い手の組織化・運営の支援

全国認定農業者協議会及び全国農業経営者協会・部門別経営者会議の組織運営・活動の支援、全国農業担い手サミットの推進、認定農業者をはじめとする農業経営者の組織化の推進と事務局を担当している組織の事務を適切に実施する。また(公社)日本農業法人協会等との連携強化を図っていくこととする。

(2)人材対策の推進

①就農情報一元化データベースの活用推進

新規就農対策については、全国新規就農相談センターとして日常的な就農相談と就農相談会等における相談活動を通じて新規参入(個人、企業等)と第三者継承等を推進する。

新規就農情報ポータルサイト「農業をはじめの.JP」と就農情報の一元化データベースの活用を推進し、就農情報の提供、就農に向けたマッチングなどに取り組む。

表2：全国新規就農相談センター相談件数（件）

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1,798	2,265	2,313	1,635	1,428

※コロナ禍のため令和2年度第一四半期は相談を中止

②マッチングシステムの構築検討

地域の農業者だけでは農地を維持できない地区が増加しており、都道府県農業会議等と連携した地域外からの農業参入希望者（個人・法人を問わず）のリスト化と受け入れ地域の農地情報のマッチングシステムの構築を目指すとともに、農業参入法人連絡協議会等と連携して農業参入におけるトラブル防止や地域融和のためのガイドラインを周知し適正な農地利用の確保に努める。

③新規就農者の経営支援と雇用就農支援の推進

「新規就農者育成総合対策」等を活用し、新規就農者の経営発展の支援とともに、経営開始や就農準備、雇用就農を後押しする資金の交付や新規就農者の誘致環境整備、農業教育環境の高度化等の農業人材確保の推進に向けた補助金の交付に取り組むものとする。

表3：就農準備・経営開始資金等交付実績（人）

令和2年度 (氷河期事業含む)	令和3年度 (氷河期事業含む)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
準備型 1,552 (都道府県)1,464 (全国型) 88 経営開始型10,056	準備型 1,437 (都道府県)1,369 (全国型) 68 経営開始型10,085	準備型 1,552 (都道府県)1,495 (全国型) 57 経営開始型 9,405	準備型 1,509 (都道府県) 1,450 (全国型) 59 経営開始型 9,205	準備型 未確定 (都道府県)未確定 (全国型) 未確定 経営開始型 未確定

※令和3年度までは準備型・経営開始型（農業人材力強化総合支援事業）での採択。

令和4年度からは就農準備資金・経営開始資金（新規就農者育成総合対策）での採択。

表4：雇用就農資金等採択実績（人）

令和2年度 (氷河期雇用含む)	令和3年度 (氷河期雇用、令和3年度補正含む)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
2,330	2,548	2,160	1,837	1,532

※令和3年度までは農の雇用事業（農業人材力強化総合支援事業）での採択。

令和4年度からは雇用就農資金（新規就農者育成総合対策）での採択。

④外国人材対策への取組の強化

外国人技能実習制度及び特定技能制度における「農業技能実習評価試験」、「農業技能測定試験」を適正に実施するとともに、「外国人材受入総合支援事業」等の活用とその適正執行に留意して取り組む。

また、技能実習制度に代わって令和9年度から導入される「育成就労制度」準備の最終段階を迎えることから、本会は試験実施機関としての体制の構築を図っていく。併せて外国人材のキャリアアップ支援（日本語教育や技術農業向上等）の整備やより付加価値の高い支援サービス（登

録支援機関へのコンサルティング等)の構築に向け検討を行う。

表5：農業技能実習評価試験受験者数実績(人)

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
20,200	18,539	17,809	16,416	19,957

⑤事業の合理化・簡素化等に向けた検討

連年の新規事業、補正事業により複雑化した国の補助事業の在り方について農水省、実需者並びに農業会議等事業遂行のパートナーと検討を重ね抜本的な合理化・簡素化を迫及する。

また、現行の事業体系等が時代の要請に即応したものとなっているか、現在の事業の受益者及び農業者・行政の意向を踏まえ不断の検討を重ねていくこととする。

3. 現場に寄り添い国民理解の醸成に向けた農政推進(農政・調査対策)

(1) 農業者・地域・系統組織の声を反映した政策提案活動の推進

農業委員会における「農業者等との意見交換会」の開催を促進し、JA組織をはじめ農業団体や農業経営者組織との連携や、農業委員会等が実施した意見の提出等の内容を踏まえつつ、農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見の提出等の政策提案等の取り組みを強化する。そして政策提案の作成に止まらずその実現を期して、農業委員会組織として幅広い観点から政府・国会へ働きかけるとともに、生産緑地における農業体験や都市農村交流の推進等の活動を通じて、消費者・都市住民への農業理解の促進にも取り組む。とりわけ各地域で策定した地域計画の実行に向けた取り組みを支援するため、農業・農村現場の意見等を踏まえた的確な政策提案となるよう留意する。

また、農業団体として国会、地方議会の議員との連携を強め農業委員会組織の理解・応援者の裾野を広げる取り組みを強化する。

(2) 災害対策

多発する大規模自然災害等に対する農地の復旧、被災農業者の経営再建等のための支援施策の強化並びに農業被害の未然防止のための国土強靱化対策の構築に向けた農政活動を推進する。

(3) 都市農業対策

生産緑地制度や都市農地貸借円滑化法に基づく貸借、相続税納税猶予等の税制や支援措置の周知、活用促進に取り組み、都市農業の振興を図る。

(4) 調査活動の推進

「田畑売買価格等に関する調査」、「農作業料金・農業労賃に関する調査」を実施するほか、「改選時の農業委員会の状況調査」を実施し、農業委員や農地利用最適化推進委員、事務局の状況等を確認して、組織内外の理解醸成に活用する。

また、生産費を考慮した農畜産物の価格形成を促す法律（食料システム法）に基づき、コスト指標の作成等、農業者の再生可能な所得の確保に向けた仕組みづくりが進められている。農業委員会組織は標準小作料時代に土地残余方式等による小作料設定を行っていたことを踏まえ、生産原価の見える化に寄与できる機能・活用方法等について検討する。

4. 組織・活動体制の整備・強化（組織対策）

(1) 農業委員会の研修等への支援と農業委員会事務局体制強化等の取組

多種多様な農地利用の最適化や農地法に基づく許認可業務等に農業委員会組織が的確に対応できるよう組織・財政の強化を図るとともに、各種の制度・運用の見直しが着実に農業委員会組織に浸透するよう支援する。

また、専任職員が一人もいない等事務局体制が弱い農業委員会も多いことから、こうした農業委員会に対しては都道府県農業会議や全国農業委員会職員協議会とも連携して、伴走的な支援を行う。

なお、事務局体制の強化のための農地関連法に精通した専門職員の設置等について検討する。

(2) 農業委員と農地利用最適化推進委員の併存配置の見直し

農業委員と農地利用最適化推進委員の併存配置により、農業委員会の業務運営に支障をきたしている事案が生じていることを踏まえ、地域計画の実行の観点に立って、地域の実情に応じ機動的に活動できる農業委員会の体制の在り方について農水省と連携しつつ法律改正も睨みながら検討を深め結論を得る。

(3) 女性・若い農業者の農業委員等への登用の促進と士業との連携

本年度が統一改選年に当たることから、女性や若い農業者の農業委員・農地利用最適化推進委員への登用を促進するための働きかけを重点的に行うとともに、女性農業委員の組織活動の支援を行う。

また、農業委員会の限られた人員・体制を支援するため、農業委員会業務の第6条第1項の法令必須業務について行政書士組織、第6条第2項の農地利用最適化業務については司法書士組織（本会は令和4年に日本司法書士会連合会と業務提携を締結。栃木県、宮崎県農業会議等も締結済み）

等との連携強化を進める。

(4)「農業委員・農地利用最適化推進委員用ポータルサイト」の拡充・整備

「農業委員・農地利用最適化推進委員用ポータルサイト」の拡充に努める。とりわけ本年度は地域計画の実現やブラッシュアップに役立つ情報を掲載する。また、本会ホームページでは、全国の農業委員会の最適化活動目標や事業実施状況の取りまとめ等を公表する。

(5) 農地中間管理機構との連携強化

令和7年4月から完全に農用地利用集積計画が農用地利用集積等促進計画に統合されたことを踏まえ、農地中間管理機構等との連携を一層強化するとともに、事務手続きの簡素化等、円滑な権利設定が図られるよう各方面に働きかける。

(6) 農業委員会における研修等の支援

農業委員・農地利用最適化推進委員に求められている農地利用最適化の役割が「農地の見回り」、「仲間への声掛け」等から「合意形成のコーディネート」へと高度化しており、農業委員等への研修会では改めて現在の農地利用の最適化とファシリテーション能力及びデジタル機器操作スキルの向上に資する研修を企画する。

また、農業委員が法令遵守の精神と高い倫理観を持って業務に取り組めるよう、法令遵守に資する研修等の実施について、統一改選年でもあり重点的に実施する。

5. 農業・農村に関する情報提供活動の推進（情報提供活動対策）

(1)「全国農業新聞」「全国農業図書」の発行と普及推進

農業委員会の情報提供活動として「全国農業新聞」「全国農業図書」を最大限に活用し、農地利用最適化活動の農村現場への理解促進や活動事例の横展開を進める。そのため「全国農業新聞」「全国農業図書」の紙面・内容の充実に取り組む。

また、全国農業新聞と全国農業図書を柱とする情報提供の収支改善を柱とする抜本的な構造転換に引き続き取り組むこととする。とりわけ、速報力と経費節減の観点からデジタル対応を急ぐ。本年度が農業委員等の統一改選に当たることから全国農業新聞の農業委員・農地利用最適化推進委員による全国農業新聞の皆購読を達成する取り組み、補助事業推進に必要な書籍等へ位置付ける取組を徹底する。

また、農業委員会の情報提供活動による農地利用最適化活動の農村現場への理解促進や優良な活動事例の横展開に加えて、「全国農業新聞」「全国

農業図書」の紙面・内容の充実に取り組む。

(2) その他の情報提供活動の実施

「農業委員会だより」の発行や市町村広報誌・ホームページの活用など、地域の農業者・住民に対する情報提供の取り組みを支援する。

6. 会員組織との連携の強化と新規事業等の検討（会員等対策）

(1) 諸会議の開催及び会員組織との連携強化

総会、理事会、監事会及び諸会議を適切に開催する。また本会の組織・活動が会員組織によって支えられていることを踏まえ、双方向での緊密な連携の下に各種の事業や催し、政策提案・意見の提出等の取り組みを推進する。

(2) 組織運営の効率化及び人材育成の強化

ワークフローの整備を図るとともに、働き方改革、デジタル化、業務効率化に不断に取り組み、都道府県農業会議の組織・業務運営の効率化等の支援を行う。また経験年数、階層別等に留意した農業会議職員の能力開発・人材育成に引き続き取り組む。

(3) 広報活動及び情報セキュリティ対策の充実・強化

会員組織に対して農政情報等を定期的に提供するとともに、情報セキュリティ対策の取り組みを充実・強化する。

(4) 新規事業の検討

地域計画の実行並びに農地利用の最適化の取り組みを助長し成果の実現を目指す観点と、会員組織のニーズ並びに情勢の変化に対応する観点から、新規事業の検討を急ぎ必要な体制整備を進め順次実施・実装を図ることとする。

Ⅲ. 事業計画

1. 地域計画の実行と農地利用の最適化の促進（農地対策）

(1) 「地域計画」の実行（実現・ブラッシュアップ）に向けた支援

①地域計画の推進体制の整備への支援

地域計画を実現又はブラッシュアップするための市町村段階と地域計

画段階の市町村・農業委員会及び関係者による推進体制の整備を推進する。

②地域の話し合いを継続するための支援

地域計画のブラッシュアップ・実現を進めるに当たっては、引き続き地域の話し合いを基本とするため、市町村や関係機関と連携しながら、話し合いが継続されるよう支援する。

地域の話し合いや農地の利用調整等に資するため、コーディネーター（整理・調整役）の養成を推進し、話し合い活動等を支援する。

③地域計画のブラッシュアップに向けた活動の支援

後継者の掘り起しや地域外の担い手、新規参入などによる受け手の特定や担い手間の話し合い等による農地の集約化等の地域計画のブラッシュアップに向けた取り組みを支援する。

特に目標地図の白地の解消に向け、地域内の若者や女性等多様な関係者も参加した話し合いを推進する。さらに地域内の話し合いでは解決できない場合は新規就農者、参入法人向けの「エリア設定」「ゾーニング」の取り組みも進める。

④地域計画の実現に向けた取組の支援

地域計画に位置付けられた農業を担う者への農地の権利移動が着実になされるよう、農業委員と農地利用最適化推進委員による農地の利用調整やあっせんの取り組みを支援する。

農地の集積・集約に向け、農地中間管理事業法に基づく農用地利用集積等促進計画の活用及びその要請、農地の交換・再配分、農業委員会が区域内農地の全部等を農地中間管理機構による利用権設定とするよう地域計画に定める提案（基盤法第22条の3）等を推進する。

⑤農地の大区画化等への支援

農地の大区画化、共同利用施設の再編・合理化を推進するため、農協・土地改良区等の組織と連携して、農地中間管理機構関連農地整備事業等の農業農村整備事業の活用を支援する。

⑥中山間地域の農地の保全等の取組の支援

中山間地域における農地の確保・保全を計画的に進めるため、地域計画と活性化計画の一体的推進及び最適土地利用総合対策の活用による農地保全活動の取り組みを支援する。

⑦地域計画の周知への支援

地域計画が農業者のみではなく地域の関係者に広く周知されるよう推進する。

(2) 農地利用の最適化の取組支援

1) 「最適化活動の目標設定」「活動の点検・評価結果」等の作成支援

農業委員会の「活動計画」、「最適化活動の目標設定」「最適化活動の実

施状況（点検・評価）」の作成、及び必要に応じて「農地利用最適化推進指針」の見直しを支援する。

農業委員、農地利用最適化推進委員の日常活動を含めた全ての活動記録の記帳の取り組みを推進する。

2) 農地利用の最適化に取り組む体制整備の支援

農業委員と農地利用最適化推進委員が地域において求められる農地利用の最適化等の役割を果たすことができるよう、市町村部局及び農地中間管理機構等の関係機関との連携に係る体制整備を推進する。

3) 農地利用の最適化業務への支援

農業委員会が地域の実情や課題に応じて、農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進に取り組むよう推進する。

4) 農業委員会におけるタブレット活用の支援

農業委員会に導入されたタブレット端末を、委員の活動記録の記帳や農地の利用状況調査等で活用するための支援を実施する。

5) 農地利用最適化推進事業の活用に向けた支援

農地利用最適化推進事業（旧：農地利用最適化交付金）を有効に活用し、農地利用の最適化の推進に役立てるよう支援する。特に新たなメニューとして追加された農地集約化支援を活用した地域計画のブラッシュアップ・実現を推進する。

6) 所有者不明農地・不在村地主対策の支援

相続等による農地の権利移動についての農業委員会への届出の徹底、農業会議による農業委員会が取り組む所有者不明農地対策・不在村地主対策の支援を推進する。

とりわけ本年度から機構集積支援事業に不在村地主等に対する取り組みが措置されたことを踏まえ、現場実態に適合した不在村地主対策の構築に取り組む。

7) 農業委員会巡回活動の支援

都道府県農業会議が実施する農業委員会の巡回と伴走的支援が滞りなく実施できるよう支援する。

(3) 農業委員会サポートシステムの最新化及び活用促進、適切な農地情報の公表の推進

1) 農地情報の適正管理と農業委員会サポートシステムの最新化、活用促進

農業委員会における農地情報の適正管理や農地利用の最適化、目標地図のブラッシュアップ等の業務に資するため、農業委員会サポートシステムの最新化並びに活用促進に向けた支援を行う。

同システムが有効活用されるようシステムの運用・改修、マニュアル改訂や問合せ対応を実施する。

2) 適切な農地情報の公表事務の推進

農業委員会における農地情報の公表項目が地図情報を含めてeMAFF農地ナビ（農林水産省管理）で適切に公表されるよう支援する。

(4) 農地の「総量確保」と「適正利用」の推進支援

昨年4月施行の改正農振法等の周知を図り、農用地区域からの除外に係る代替え農地の確保等による農地の総量確保と適正利用者である者の要件追加等による農地の適正利用を推進する。

(5) 遊休農地対策の計画的かつ効率的・効果的な実施に向けた支援

農地の利用状況調査にタブレットやドローン、衛星写真等のICT技術が活用できるとともに昨今の熱中症リスクに対応するため、調査の実施要領（農地パトロール実施要領）を提供して、計画的かつ効率的・効果的な遊休農地対策を推進する。

農業委員会における非農地判断については、現場のニーズに応じて「非農地判断マニュアル」等を参考に支援する。

(6) 農地転用許可事務等の適正執行の支援

農地の転用許可事務及び違反転用処理、農地所有適格法人等の要件確認事務等に対する支援・協力を行う。特に、「営農型太陽光発電」の審査等に関しては法令やガイドラインを踏まえた適正執行を支援する。

(7) 新規参入・人材育成対策の推進

1) 日常的な就農相談と就農相談会における相談活動の実施

就農相談窓口による新規参入希望者（個人・法人）等の対面又はオンライン面談、メール、電話等による相談や就農相談会等でのブース相談を実施する。

新規就農情報ポータルサイト「農業をはじめの.JP」及び就農情報一元化データベースの活用を推進するとともに、同データベースを活用した就農希望者等と就農地域のマッチングなどに取り組む。

2) 就農・求人情報の収集・提供活動の推進

地方自治体の受入支援情報、農業法人等の求人情報、ハローワークと連

携した求人情報、退職自衛官の求職・求人及び第三者経営継承に関する情報等を収集し、「農業をはじめる.JP」等を通じて提供する。

3) 新規就農関係の事例調査の実施

新規就農関係の事例を調査のうえ取りまとめ、都道府県農業経営・就農支援センター等関係機関・団体に配布する。

4) 農業委員会の新規就農対策の支援

農業委員会の農地利用最適化活動の支援の一環として、農業委員・農地利用最適化推進委員が参加できる全国・都道府県等の就農相談会等の開催情報や新規就農施策を収集・提供し、農業委員会の新規就農対策を支援する。

5) 農業就業体験・研修の推進

社会人等を対象とした「チャレンジ・ザ・農業体験・研修」を実施する。

6) 関係団体との連携

担い手の経営力向上支援や経営継承対策など、農業人材の確保等に関する対策として関係団体等との連携に取り組む。

(8) 農業委員会活動の情報発信と農地相談活動の強化

1) 農業委員会事務の実施状況等の発信

農業委員会の取り組みを広く周知するため、農業委員会がホームページ等で毎年公表する「最適化活動の目標設定」「最適化活動の実施状況（点検・評価）」を全国農業会議所のホームページにおいても公表する。

2) 農業委員会の取組事例の公表

農業委員会の取組事例を収集し、農業委員・農地利用最適化推進委員用ポータルサイトや全国農業新聞・全国農業図書などを活用した情報発信を行う。

3) 農地等に関する法律相談活動の実施

農業委員会をはじめ一般の農家等を対象に農地制度の運用や法令の解釈に関する電話及び電子メールの相談に対応する。

【農地・組織関係の諸会議・資料作成予定】

1. 会議

開催時期	会議名称	備考
令和8年4月	農業委員会組織活動適正化会議	

令和8年10月	都道府県農業会議農政・農地主任者会議	
令和9年1月	都道府県農業会議農地主任者会議	

2. シンポジウム

開催時期	催事名称	備考
令和8年6月	全国農業委員会会長大会	
令和8年12月	全国農業委員会会長代表者集会	

3. 研修会

開催時期	研修会名称	備考
令和8年 5月～7月	農業委員会サポートシステム操作研修会 (農業会議職員向け)	農業委員会等向けは都道府県農業会議職員が講師となって対応

4. 検討会（仮）

開催時期	検討会名称	備考
年4回程度	農業委員会サポートシステム運用報告会議	農業委員会・農業会議等システム担当者による会議

5. 資料等

資料名称	発行時期	備考
農地パトロール（利用状況調査）実施要領	令和8年5月	
農業委員会サポートシステム操作マニュアル改訂版	令和8年6月	

※その他、制度変更等に関する情報提供、会議及び検討会等は適宜対応・開催する。

【新規参入関係の諸会議・資料作成予定】

1. 会議・研修会

開催時期	会議名称	備考
令和8年4月	都道府県新規就農相談センター担当者会議	
令和8年6月	都道府県新規就農相談員研修会	
令和9年2月	都道府県新規就農相談員研修会	

2. 資料等

資料名称	発行時期	備考
就農案内読本	令和8年5月	
新規就農者事例調査結果報告書	令和9年3月	

2. 農業経営の支援対策と人材の育成・確保対策の推進（経営・人材対策）

（1）経営対策の推進

1) 地域計画と連携した担い手・経営対策事業の推進

①地域計画に基づく経営支援

地域計画により将来の受け手が不足している地域と近隣市町村の担い手が広域的にマッチングする仕組みの構築を始める。手始めとして、都道府県農業会議や本会が事務局を務める各種経営者組織の会員に対して受け手募集農地の情報提供と利用調整を行い、地域における出入り作を活性化する。

②農業者の経営確立に向けた支援対策の実施

認定農業者等担い手に対する農業簿記記帳・青色申告の指導・普及推進、農業経営発展・経営管理の高度化などの支援を行う。また、担い手の経営改善及びその経営能力向上に対する支援のため、農業経営者研究大会等の研修会の開催を支援する。

③農業経営の法人化、経営継承の推進と相談・研修会実施の支援

都道府県農業会議における農業経営の法人化の啓発や法人の設立・運営、経営継承等に関する相談、研修会・セミナーの実施等を支援する。併せて都道府県が整備する農業経営・就農支援センターの体制に関与する都道府県農業会議等を支援する。

④全国農業担い手サミットの開催及び優良経営体表彰の実施

「第28回全国農業担い手サミット」を新潟県及び新潟県農業会議と連携して開催する。併せて、優良経営体表彰の受賞候補となる経営体を広く募集するとともに、同表彰を全国及び都道府県担い手育成総合支援協議会等と連携して実施する。

⑤労災保険の加入推進

労災保険の暫定任意適用が廃止される見通しであることから、農水省や関係農業団体、専門家・有識者等と連携して、これまで任意適用だった従業員5人未満の個人経営体への制度周知や労災加入を推進する。

2) 農業者年金の加入推進と家族経営協定の普及等による女性活躍支援

①農業者年金の加入推進

全国農業者年金連絡協議会やJA組織、市町村、農業者年金基金と連携して加入推進活動に取り組む。

その一環として、全国農業者年金連絡協議会との共催により「農業者年金加入推進セミナー」（令和8年12月2日）を開催する。

また、農業者年金制度・運用の改善をめぐる現場からの課題の積み上げや加入推進上の懸案事項等を踏まえ、同制度が安定的に継続するための活動に取り組む。

②家族経営協定の普及・定着等による女性活躍支援

女性農業委員（組織）を核に家族経営協定の普及・定着に取り組むとともに、農山漁村女性活躍表彰の実施を支援する。

また、認定農業者組織等との連携により、農業経営改善計画の共同申請（夫婦）・女性単独申請を推進し、認定農業者数に占める女性の割合の向上に取り組む。

3) 認定農業者等に対する利子助成金交付事業の実施

認定農業者等に対する省エネルギー・低コスト経営支援緊急対策利子助成金交付事業等を実施する。

4) 認定農業者等担い手の組織化・運営の支援

①農業経営者の意見の農政への反映

全国農業経営者協会、全国稲作経営者会議、全国肉用牛経営者会議、全国養鶏経営者会議、農のふれあい交流経営者協会、全国認定農業者協議会等の農業経営者組織の事務局として運営支援を行う。

また、農業経営者の意見を農政に反映させるための活動を強化する。なかでも全国稲作経営者会議においては、令和9年度からの新たな水田政策が規模拡大を目指す意欲的な農業者の取り組みを後押しするものとなるように農水省との意見交換や関係各所への要望等を行う。

②組織化の推進と組織間の連携強化

都道府県段階の経営者組織と連携し、都道府県における認定農業者組織等の組織化を推進し、組織間の連携を強化する。

5) その他事務局担当組織の運営

全国担い手育成総合支援協議会、農山漁村男女共同参画推進協議会、全国農業者年金連絡協議会の事務局として諸活動に取り組む。

【担い手・経営関係の諸会議開催予定】

1. 会議

開催時期	会議名称	備考
令和8年4月	令和8年度農業者年金担当者・相談員、担い手経営対策主任者会議	
令和8年11月	第28回全国農業担い手サミット（新潟県）	
令和8年12月	令和8年度農業者年金加入推進セミナー	
令和9年2月	第56回全国農業経営者研究大会	

2. 研修会

開催時期	研修会名称	備考
適宜開催	都道府県農業会議職員等研修会	

3. 上記のほか、部門別農業経営者組織等の総会・理事会・研修会等の諸会議を開催

(2) 人材対策の推進

1) 新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金の交付

全国段階の農業教育機関における就農準備資金交付希望者の審査及び現地確認、資金の交付等を実施する。

1. 会議

開催時期	会議名称	備考
令和8年5月	第1回就農準備資金（事業）推進委員会	
令和8年10月	第2回就農準備資金（事業）推進委員会	
令和9年3月	第3回就農準備資金（事業）推進委員会	

2. 審査会

開催時期	会議名称	備考
令和8年6、7月	第1回就農準備資金（事業）審査会	
令和8年11、12月	第2回就農準備資金（事業）審査会	
令和9年1月	第3回就農準備資金（事業）審査会	

3. 研修実施状況の確認等

開催地区	開催時期	実施内容	備考
全国型教育機関	令和8年6月 ～令和9年3月	新規約40名の研修生を対象に、研修開始後に教育機関を訪問して研修成果を確認し、必要に応じて改善指導を実施。	

2) 就農準備支援事業の実施

就農準備を後押しするため、全国段階の農業教育機関における研修資金の交付希望者の審査及び現地確認、資金の交付等を就農準備資金と一体的に実施する。

3) 「雇用就農の総合的な推進」のうち雇用就農資金の交付

雇用就農を促進するため、事業の採択に向けた応募・審査、農業法人等からの助成金申請書類の審査及び交付、研修実施状況の確認等を実施する。

1. 会議

開催時期	会議名称	備考
令和8年4月	第1回雇用就農資金事業担当者会議	必要に応じてweb開催
令和8年9月	第2回雇用就農資金事業担当者会議	
令和9年3月	第3回雇用就農資金事業担当者会議	

2. 審査会

開催時期	会議名称	備考
令和8年5月	第1回雇用就農資金事業推進委員会	必要に応じてweb開催
令和8年9月	第2回雇用就農資金事業推進委員会	
令和9年1月	第3回雇用就農資金事業推進委員会	

3. 研修説明会

開催地区	開催時期	会議名称	備考
47都道府県	令和8年4月 ～令和9年3月	研修説明会 指導者養成研修会	

4. 研修実施状況の確認等

開催地区	開催時期	実施内容	備考
47都道府県	令和8年4月 ～令和9年3月	新規約1,800名・継続約7,000名の法人等雇用就農者を対象に、農業法人等を訪問して研修成果及び就業状況等を確認し、必要に応じて改善指導を実施。	

4) 新規就農者の誘致環境の整備等の支援

新規就農者の経営発展に向けた機械・施設等の導入を支援する「経営発展支援事業」、認定新規就農者の早期の経営発展に必要な農業用機械・施設の導入などを支援する「新規就農者チャレンジ事業」、農地の受け手確保に向けた誘致体制の構築や研修農場の整備を支援する「農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業」、農業大学校等における農業機械・設備の導入やカリキュラム強化などを支援する「農業教育高度化事業」、スマート農業技術の研修強化と就農直後から雇用により経営発展を目指す経営体モデルの創出を支援する「スマート農業研修教育環境整備事業」について、資金の交付等を実施する。

5) 「日本農業技術検定試験」の推進

新規就農をはじめ農業法人や関連企業等への就職・転職を目指す学生や社会人を対象に、農業の知識や技術の習得水準を客観的に評価するための「日本農業技術検定試験」の取り組みを推進する。

なお、農業者のみならず農業高校生も減少していることから、受験者の確保と事業実施の合理化に徹底して取り組むとともに、本会が取り組む諸事業とも連携しながら試験制度の見直しに常に取り組むものとする。

日本農業技術検定試験受験者数実績（人）

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
22,011	27,112	23,199	22,281	22,842

3. 生産現場に寄り添った政策提案活動の推進（農政・調査対策）

（1）農業者・地域の声をくみ上げた政策提案活動の推進

現場の農業者の声を反映し政策提案活動を推進するため、各地の農業委員会において、「農業者等との意見交換会」を開催する。この際、中山間地域等直接支払事業や多面的機能支払の活動組織と連携するなど、土地持ち非農家等も含めた地域計画の話し合いと実現に向けた取り組みを促す。

併せてJA組織をはじめとする農業団体や農業経営者組織との連携により、様々な声を幅広く集約した「意見の提出」のほか、政策提案や意見の反映等の活動に努める。

また、そのための都道府県農業会議農政主任者会議や農政・農地専門地区別研修会、本会常設委員会である農政対策委員会等を開催する。

（2）農政対策の推進

1) 予算・税制・規制改革対策の取組

農地・担い手関連を中心とした予算の確保に万全を期すとともに、農地・担い手関連税制対策に取り組む。

また、規制改革、地方分権、国家戦略特区等の動向についても情報収集活動を行い、政府・国会への提案・要請活動に取り組む。

2) 都市農業対策の取組

農山漁村振興交付金（都市農業機能発揮対策）のうち都市農業機能発揮支援事業の実施により、都市農地保全制度や農家の相続対策等について普及資料の作成と啓発・相談活動を行う。

また、市街化区域内農地の貸借を促進するため、市町村農業委員会間の連携等により、地域計画内の認定農業者や新規就農者との連携を促す。

3) 大規模自然災害等への要請活動

大規模自然災害等の発生に際しては、農地の復旧や経営再建等に向けた要請活動に取り組む。

4) 農政情報の収集・提供

迅速かつ正確な国会情勢等農政情報の収集及び「農政対策ニュース」の内容の充実並びにタイムリーな発行を通じた情報提供を図る。

5) 海外農業団体との連携・交流の取組

国際農業者機構（WFO）の会員として、海外農業団体と連携し諸活動に取り組むとともに、海外農政情報の収集に努める。

6) 事務局担当組織の運営

「全国農業委員会都市農政対策協議会」、「農政推進協議会」、「国内麦生産流通改善連絡協議会」の事務局として諸活動に取り組む。

(3) 調査活動の推進

1) 農地価格・農業労賃調査の実施

「田畑売買価格等に関する調査」、「農作業料金・農業労賃に関する調査」を実施するほか、必要に応じて機動的な各種調査並びに情報の収集・整理を実施する。

2) 農業・農委組織関係調査の実施

「改選時の農業委員会の状況調査」を実施し、農業委員や農地利用最適化推進委員、事務局の状況等を確認して、組織内外の理解醸成に活用する。

政府における規制改革や特区など、農地・農委制度に関係する事案が発生した場合は実態把握のための調査に努めるとともに、有識者等による検討会を適宜開催する。

4. 組織・活動体制の整備・強化（組織対策）

(1) 組織対策の推進

1) 農業委員、農地利用最適化推進委員の併存配置問題への対応

権能の異なる農業委員と農地利用最適化推進委員の併存配置の問題について、農地利用の最適化活動の一層の推進、地域計画の実行等に向けて現場活動が各地域で加速的に実施されるよう、制度改正を含めて検討し、政

府・国会への要請活動等を実施する。

2) 農業委員、農地利用最適化推進委員の円滑な選任に向けた支援

全国約7割の農業委員会において改選される農業委員、農地利用最適化推進委員が適切に選任されるよう支援を実施する。改選に当たり委員の交代が発生する場合には、担当地区の農業の現状・課題や活動の成果等の引継ぎが実施されるよう促す。

「第6次男女共同参画基本計画」（令和8年3月閣議決定予定）の農業委員に占める女性の割合に関する成果目標（30%）を踏まえ、女性の農業委員が一人も登用されていない農業委員会の解消及び女性の農業委員の増加に向けた働きかけ等を継続する。

3) 組織・制度の課題等への対応

農業委員会、都道府県農業会議の組織の課題・問題点を把握し、政府・国会への要請活動を実施するなど、適宜必要な対策を講じる。

また、農地制度や農業委員会組織をめぐる規制改革推進会議や国家戦略特区等の議論の動向を注視し、誤解や偏見からの批判に対する反論、農業・農村の実態や農業委員会等の現場の声を踏まえた要請や意見の提出等、農業委員会組織として適宜必要な対策を講じる。

4) 農地中間管理機構との連携による組織活動の強化

地域計画の実現の観点から、農業委員会及び農業委員会ネットワーク機構と農地中間管理機構との一層の連携強化に向けた対策を講じる。

(2) 農業委員会等の資質向上に向けた取組

農業委員・農地利用最適化推進委員に対して、都道府県農業会議や農業委員会が主催する研修会、会議への出席及び講師のあっせん等によりその資質向上を支援する。その際、農地利用の最適化、デジタル機器操作スキルの向上に資する研修の実施に努めるとともに、コーディネーター（整理・調整役）やファシリテーター（会議でのスムーズな進行役）の養成を推進する。

併せて、各委員が法令遵守と高い倫理観を持って業務に取り組めるよう、「コンプライアンス研修」を徹底するとともに必要な情報提供等の支援を実施する。

(3) 農業委員会組織・活動の強化に向けた取組

1) 全国農業委員会会長大会等の開催

「全国農業委員会会長大会」と、「全国農業委員会会長代表者集会」を下記の通り開催する。

開催時期	会議名称	備考
令和8年6月	全国農業委員会会長大会	
令和8年12月	全国農業委員会会長代表者集会	

2) 「全国農業委員会女性協議会」、「全国農業委員会職員協議会」、「農業参入法人連絡協議会」の活動支援

「第6次男女共同参画基本計画」、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2025」とともに令和3年8月に発出された農林水産省経営局長・農村振興局長通知「農業における政策・方針決定過程への女性参画の推進について」を踏まえ、女性農業委員の登用促進に取り組む。また、全国農業委員会女性協議会、全国農業委員会職員協議会、農業参入法人連絡協議会の事務局として下記の催事の開催等に取り組む。

1. 全国農業委員会女性協議会

開催時期	会議名称	備考
令和9年1月	女性農業委員登用促進研修会	
令和9年3月	女性の農業委員会活動推進シンポジウム	

2. 全国農業委員会職員協議会

開催時期	会議名称	備考
令和8年10月	農業委員会職員全国研究会	

3. 農業参入法人連絡協議会

開催時期	会議名称	備考
令和8年9月	現地研修会	
令和9年2月	全国研修会	

3) 農業委員会組織の業務推進を支援する相談窓口の活動

都道府県農業会議及び市町村農業委員会を対象に、組織運営、業務推進に関する相談窓口としての活動を行い、業務の適正執行を支援する。

(4) 農業委員会組織の体制強化

1) 農業委員会組織予算の確保・活用に向けた取組

農業委員会組織・活動に必要な予算確保に向けた全国段階としての対策を講じるとともに、農地利用最適化推進事業(旧：農地利用最適化交付金)、機構集積支援事業等の各種事業の都道府県・市町村段階における活用につ

いての支援・協力を行う。

2) 農業委員会事務局の体制強化に向けた支援

農業委員会事務局職員の増員、農地制度・実務に精通した専任職員の確保等、農業委員会事務局の体制強化に向けた取り組みを推進するとともに、都道府県農業会議や全国農業委員会職員協議会とも連携した農業委員会相互の連携、活動の支援・協力を行う。

農業委員会業務の軽減に向け、行政書士組織や司法書士組織との連携・協力体制の強化を進める。

3) 都道府県農業会議の体制強化に向けた支援・協力

都道府県農業会議の組織運営、会員並びに会費の確保対策等についての支援・協力を行う。

5. 農業・農村に関する情報提供活動の推進（情報提供活動対策）

(1) 「全国農業新聞」の発行と普及推進並びに安定的な発行体制の確保

年間46号（原則月4回、金曜日）を発行し、市町村農業委員会による「全国農業新聞」を活用した情報提供活動を支援するとともに、農業委員会組織紙として農業委員会の優良活動事例の横展開する企画に注力する。農業委員会会長大会などで組織決定している農業委員・農地利用最適化推進委員の皆購読の早期必達を図る。また、委員会活動と農業経営などに役立つ新聞として紙面内容の充実に取り組むとともに、情報発信の多角化も視野に入れ電子版の抜本的な充実を図る。

加えて、普及推進対策重点支局を設置して普及推進の底上げを図るなど、支局と一体的に普及推進対策の強化に取り組む。一方で組織紙として安定的な発行体制を確保するため、収支改善に向けた取り組みに注力する。

(2) 「全国農業図書」の刊行と活用の促進

1) 農地制度と農地利用最適化推進に関する図書の刊行と活用

農業委員会ネットワークが担う農地、経営、人材、農政対策関連の図書を刊行し、市町村農業委員会をはじめ市町村等の関係機関・団体、農業者等への情報提供活動を支援する。このため、出版物の充実を図るとともに、普及推進対策重点支局を設置して普及推進の底上げを図るなど支局と一体的に普及推進対策の強化に取り組む。

また、安定的な発行体制を確保するため、発行経費のさらなる節減に努

めるとともに、付加価値の高い図書の刊行などによる収支改善に取り組むとともに、新たな事業展開の検討を進める。

2) 定期刊行物の刊行等

①「農政調査時報」の刊行

「農政調査時報」を年2回刊行する。

②「のうねん」の普及活用支援

農業者年金情報誌「のうねん」(年6回刊行)の普及活用を支援する。

(3) その他の情報提供活動の実施

1) 普及推進等に向けた各種会議等の開催

全国農業新聞では普及推進の基本である農業委員・農地利用最適化推進委員の皆購読達成、全国農業図書では農業委員会での活用推進等、情報提供活動の推進等について都道府県農業会議と連携し目標を達成するための会議等を開催する。

開催時期	会議名称	備考
令和8年4月	令和8年度情報事業推進会議(新聞・出版合同)	オンライン
令和8年6月	「令和7年全国農業新新聞表彰」「第32回農業委員会だより全国コンクール」表彰式	
令和8年6月 ～7月	情報事業ブロック会議(新聞・出版合同)	
令和8年8月	上期全国農業新聞総局担当者会議	
令和8年8月	上期出版代表企画委員補佐会議	
令和8年9月	上期全国農業新聞総局長会議	
令和8年9月	上期出版代表企画委員会議	
令和8年1月	下期全国農業新聞総局担当者会議	
令和9年1月	下期出版代表企画委員補佐会議	
令和9年2月	下期全国農業新聞総局長会議	
令和9年2月	下期出版代表企画委員会議	
令和9年2月	全国情報事業対策本部会議	

2) 農業委員会独自の情報提供活動の支援

「農業委員会だより」の発行や市町村広報誌・ホームページ・インターネット・SNSの活用など農業委員会独自の情報提供活動を支援する。「第33回農業委員会だよりコンクール」の実施により支援を強化する。

3) 農業委員会改選時に向けた支援

令和8年度は農業委員・農地利用最適化推進委員の統一改選年であり、

農業委員・農地利用最適化推進委員の全国農業新聞皆購読と退任委員の継続購読に向け、都道府県農業会議と連携して支援する。

また、農業委員・農地利用最適化推進委員の活動、農業委員会関連制度の知識習得に資する全国農業図書を刊行するとともに、その活用を推進する。

6. 会員組織との連携の強化と新規事業等の検討（会員等対策）

(1) 諸会議の開催及び会員組織との連携強化

総会、理事会、監事会のほか、都道府県農業会議会長会議、学識経験会員懇談会、中央会員連絡会、都道府県農業会議専務理事・事務局長会議等を開催する。また、必要に応じ顧問会議、常設委員会等の会議を開催する。

加えて、会員組織や関係団体等からの要望等をくみ上げた政策提案・意見の提出をはじめ、各種サービスの提供並びに連携強化のための情報交換・相談活動に取り組む。

(2) 組織運営の効率化及び人材育成の強化

ワークフローの整備を図るとともに、働き方改革等に対応した諸規程の整備、さらなるデジタル化、業務効率化等の取り組みを進める。併せて、各都道府県農業会議に対する組織・業務運営の効率化のための支援を行う。

また、農業委員会ネットワーク機構としての農業会議職員の能力開発・人材育成に研修会の開催等を通じて引き続き取り組む。

(3) 広報活動及び情報セキュリティ対策の充実・強化

1) 広報活動の充実・強化

ホームページをはじめとする様々な媒体を活用して、農政、農地、経営、人材、就農等の関係情報・資料等の提供に当たるほか、農業者等からの問い合わせ等への対応について、関係部署と連携して取り組む。

また、本会の活動を広く発信するとともに会員組織との情報共有等を促進するため、広報活動の強化に取り組む。

2) 情報セキュリティ対策の充実・強化

情報セキュリティに対するリスクマネジメントとして、引き続き各種業務における個人情報等の取扱いに留意するほか、個人情報等の取扱体制の整備や職員の研修等に取り組む。

(4) 新規事業の検討

地域計画の実行並びに農地利用の最適化の取り組みを助長し成果の実現を目指す観点と、会員組織等のニーズや情勢の変化に的確に対応する観点から、新規事業の検討を急ぎ必要な体制整備を進め、順次実施する。